

制定 2020/ 5/18
 改正 2020/ 7/27
 改正 2021/ 8/ 4
 改正 2021/10/15
 改正 2021/11/22
 改正 2021/12/ 1
 改定 2022/11/ 4
 改定 2022/12/22

新型コロナウイルス感染防止 施設運営マニュアル

公共施設における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

施設の利用については、定めた目安を参考に、担当部署において、感染防止対策を講じながら実施することになります。

なお、今後の感染状況や、国、県の対応状況などを踏まえ、再度見直しを行う場合があります。

1. 施設利用者については福井県が発出する警戒基準に応じて下記のとおりとする。

| 制限なし(通常) | 福井県感染拡大注意報 | 福井県感染拡大警報 | 福井県感染拡大特別警報 (国:医療ひっ迫防止対策強化宣言) | (国:医療非常事態宣言) |
|----------|------------|-----------|----------------------------------|--------------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | レベル4 |
| 利用者制限なし | | | 県内在住者 (県内在勤者) | 利用中止 |

※制限内容は、市内の感染状況等も見ながら内容を検討し、新型コロナウイルス感染症対策本部会議で決定する。

※この基準は市内統一基準であり施設によって制限が異なる場合がある。

2. 会話等の際はマスクの着用を徹底する（おはなしはマスク）。ただし、屋外で十分な身体的距離が確保される場合、または健康上の理由や障がい特性などによりマスクを着用することができない人は除く。
3. 利用者の検温を行い、37.5度を超えている場合や、咳等の症状が見られる場合には利用をお断りする。
(平熱が高い方については聞き取りをしたうえで施設管理者の判断で入場を許可する)
4. 施設の入口や会議室等の入口に手指消毒剤を置き、使用後は机等の消毒を徹底する。
5. 人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、利用時間の短縮を呼びかける。
6. 定期的な換気（おおむね1時間に1回）、消毒を徹底する。
7. 飲食は控えてもらう。
8. 感染が発生した時の対応のため、団体の場合、名簿等で確認をする。その際、誓約書を記載してもらう。その他の利用者の場合、氏名と連絡先を記入してもらう。
※個人情報のため、取り扱いには十分注意すること。
9. 玄関や受付等の施設の見やすい位置に三密回避啓発ポスター等の掲示をする。
10. 利用者が列を作る場所がある場合、利用者同士の間隔を確保する。

※下線の部分について、福井県の警戒基準が「福井県感染拡大注意報」以下の場合は適用しないものとし、そのうち「7」については、「マスク会食」の徹底を条件とする。